

令和6年度 加佐登小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、どの児童にも起こり得る問題であることを十分認識するとともに「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、児童一人ひとりに徹底することが大切であり、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが大切であると考えます。

そのため、我々教職員は、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さない毅然とした姿勢を身につけられるよう努力します。また、いじめの未然防止に力を注ぐとともに、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組みます。

本校では、「いじめ防止対策推進法」、「三重県いじめ防止条例」、「三重県いじめ防止基本方針」「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に則り、いじめのない学校づくりを推進して行くために、学校の考え方や大切にしていること、取り組んでいくことを「加佐登小学校いじめ防止基本方針」として、以下のようにまとめました。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の思いに寄り添い、理解することから出発しなければなりません。その際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めます。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、その思いを見取っていきます。また、併せて、いじめられた児童本人の周囲の子どもたち一人ひとりの考えや様子にも注意を払い、いじめの実態やその構造を客観的に捉え、問題の解決策を探る手掛かりとします。

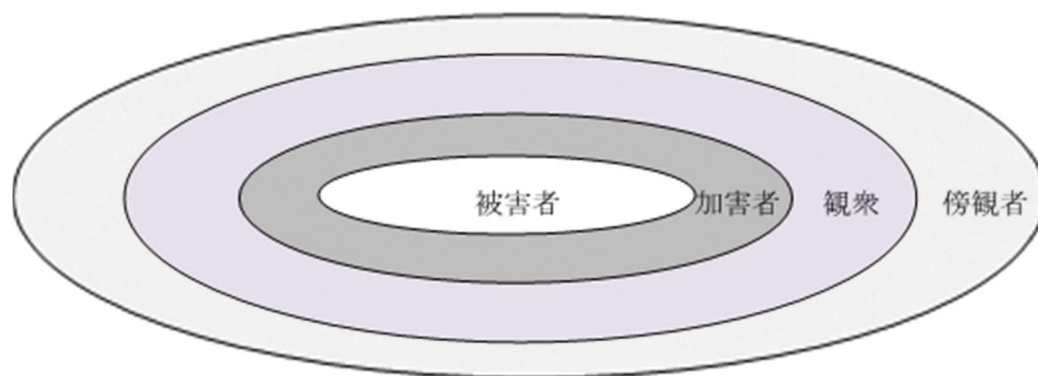
<具体的な「いじめ」の態様>

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(2) いじめのとりえ方

「いじめ」について次のように認識し、いじめの防止等の対策を推進します。

- ・ いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・ いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・ いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る集団の課題としてとらえる。



【いじめの四層構造（森田洋司 他による「いじめの四層構造」を参考に作成）】

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条により、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたり、いじめ防止等に関する措置を行う中核となる組織として「加佐登小学校いじめ防止対策連絡会議」を設置します。

(1) 委員の構成

【教職員】

校長、教頭、教務主任、生活指導担当教員、人権教育担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭（必要に応じて、学級担任、教育相談担当、研修担当教員等も入る）

【教職員以外】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家を、必要に応じて学校長が招へいする。

(2) 会議の開催及びその内容

年度初めの4月： 「いじめ防止基本方針」、組織体制の確認を行う。

年度末： いじめ防止活動の振り返りを行い、「いじめ防止基本方針」の改善を行う。

いじめ問題が起きた時等： 必要に応じて随時、学校長が招集し、学校全体で迅速かつ組織的な対応ができるよう、方針や対応（何を、いつまでに、誰が）について協議し、全職員に周知する。

3 学校でのいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止に向けて

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、学校及び学校の教職員は、未然防止対策がとりわけ重要であることを十分に自覚することが大切です。その考えの下に、対策を推進します。

① 学級や授業における取組

- ・ いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じて、計画的な道徳教育を進め、児童の社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を養います。また、人権教育においても年間カリキュラムを策定し、教育活動全体を通してお互いの個性や文化・風習等、様々な違いを認め合い、いじめを見抜き、いじめを許さない人権感覚を持った児童を育成し、人権を尊重する集団づくりに努めます。
- ・ 各教科等の授業を通して、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力等を育み、生きる力の醸成に努めます。全ての児童に考える楽しさを味わわせ、仲間と協働して課題を解決する喜びを実感できる授業を目指して授業改善に努めます。また、毎日の学級活動や学習活動を通して、一人ひとりの存在意義を認め合い、支え合って共存する学級づくりに努め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を子どもたち一人ひとりに獲得させていきます。
- ・ 特別活動を通じて、自己肯定感や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指します。
- ・ 毎月10日を「校内人権の日」と定め、教職員が率先してピンクシャツ運動を展開し、各学級では人権学習に取り組みます。
- ・ 4月、11月を「いじめ防止強化月間」と定め、児童会活動や各クラスの子どもたちが主体となった「いじめ防止活動」を進めます。
- ・ インターネットや携帯電話等を使ったネットいじめ対策として、ネットモラル啓発講座等、外部の講師を招いての授業を積極的に開催し、インターネットや携帯電話等の正しい利用方法や危険性についての児童の理解を深めるとともに、保護者に対しても必要な啓発を行うよう努めます。

② 児童を主体とした活動の推進

- ・ 学級活動や児童活動等において、いじめの問題について取り上げ、教職員の適切な指導助言を通じて、児童がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする取組の充実に努め、その場合には、発達段階に応じた児童一人ひとりの主体性を活かした取組を進めます。
- ・ 人権フォーラム、人権作文、人権ポスターなど、人権について学んだり、話し合ったりする場を設定し、いじめを集団の課題としてとらえる取組を推進します。
- ・ 児童が、ともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ・ 児童会を中心としたいじめ根絶運動を展開するなど、児童が主体的な担い手となる取組を推進します。

③ 学校体制における取組

- ・ 教職員が、児童の様子について日常的に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制の構築を図るとともに、幼稚園・保育所園と小学校、小学校と中学校との連携を図り、途切れのない子どもの支援に努めます。
- ・ PTA や加佐登地区まちづくり協議会と連携した体験活動等を通じて、地域の方々との交流による幅広い人間関係づくりを推進し、社会性を育むとともに、他人への共感力、他人の人格を尊重する精神、豊かな情操を育てていきます。
- ・ 本いじめ防止基本方針は、学校ホームページに掲載するなどし、保護者や地域の方々がその内容をいつでも確認できるようにします。また、入学式や年度はじめの始業式・学級懇談会等で、本いじめ防止基本方針の内容を児童や保護者に説明し、いじめ防止の主体者として意識を高めてもらえるよう努めます。

④ 教職員の資質向上のための取組

- ・ 教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め、人権感覚を高めるため、校内での研修を計画的に行います。

⑤ 社会における今日的な課題等に応じた見守り

- ・ 障がいのある児童については、まず教職員が、一人ひとりの個性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画を活用して情報共有を行い、当該児童の思いや特性を踏まえた適切な指導や支援を行います。その上で、周りの子どもたちが、当該児童とのつながりを深め、ともに生活する喜びを実感し、インクルーシブな社会の実現につながる態度を培うことができるように努めます。
- ・ 海外から帰国した児童、外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学習においても困難さを感じている場合も多いです。その思いに留意し、言語や文化の違いからいじめが行われることがないように、児童、保護者、地域の当該児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわったいじめを防止するために、正しい理解を推進するとともに、学校として必要な対応について教職員で確認し実践します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関わった差別、東日本大震災等による被災者や原子力発電所事故の避難者等に対する偏見等については、差別や偏見にさらされている児童の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら周りの子どもたちへの指導を行い、いじめの未然防止に取り組みます。

(2) いじめの早期発見に向けて

① 早期発見に向けた日常的な取組

- ・ 教職員は、児童が発する小さなサインを見逃すことが無いよう常に注意を払うとともに、児童の日記、作文、生活記録等から児童理解を深め、心の変化に素早く気づくことができるよう努めます。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確に当該児童と関わりをもち、いじめを積極的に認知していきます。
- ・ 担任児童のみならず学校全体の子どもたちに目を向け、授業中、休み時間の遊びやふざけあいと思われるような行動も注意深く観察し、教職員間での情報共有を図り、いじめを見過ごさないよう努めます。

- ・ いじめについて児童や保護者が安心して訴えたり相談したりできるよう、教職員一人ひとりが日頃から児童や保護者との信頼関係の構築に努めます。
- ・ 教育相談担当教員による日常的な相談窓口、スクールカウンセラーによる定期的な相談窓口を設置し、児童が相談しやすい雰囲気を作ります。また、学校における教育相談について通信等で保護者に周知し、保護者の悩みに応えることができる体制を整えます。
- ・ 「いじめ防止アンケート」を年間3回（学期毎）実施し、いじめの状況を把握します。また、「学校生活アンケート」（児童・保護者）を実施し、一人ひとりの状況や学級・学年の状況を把握します。アンケートを実施した際は、実施した日にアンケート内容を確認して必要な児童と面談を行う等、児童からのいじめの訴えに迅速に対処します。
- ・ インターネット等への誹謗中傷の書き込みといった潜在化するいじめ問題には、児童及び保護者から、積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制や信頼関係の構築に努めます。
- ・ 校内特別支援委員会を定期的開催し、学校生活に困り感をもった子どもたちやその周りの子どもたちの様子、各学級・学年の状況を把握します。
- ・ 学童保育や登下校の見守りボランティアの方とも定期的な情報交換を行い、いじめやそれにつながる偏見等の早期発見に努めます。

（3）いじめが疑われる事案への対処

① 初期対応において

- ・ 児童本人やその友人、保護者等からいじめについての訴えや相談を受けた場合は、いじめを受けたとされる児童の立場に立って、丁寧に聴き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら、必要な措置を講じます。
- ・ 加害者とされた児童にいじめの認識がないなど、いじめを受けた児童との間で見解が違ふ場合は、複数の教職員で聴き取りを行い、周りにいた児童からの聴き取りやアンケート調査等、客観的な事実関係の把握に努めます。
- ・ 教職員は、いじめの相談は、勇気を持って行われたものと認識し、相談内容については、守秘義務を心得、個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

② 児童への指導や支援について

- ・ いじめを受けた児童や、いじめを知らせたり止めたりした児童を、全教職員が一体となり徹底して守り通します。
- ・ いじめを行った児童に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けさせ、必要に応じて心理や福祉等の専門家等、外部専門家の協力を得ながら、当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行います。
- ・ いじめの問題の背景には、児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努めます。

③ 主な指導体制について

- ・ 基本的な情報伝達の経路は、以下の通りです。

情報の把握 → 学年・学年部の生活指導担当者への報告 → 管理職及び生活指導主任への報告 → 初期対応の協議・確認（管理職・生活指導主任・担当者・担任等） → 事実関係の把握 → 対応・指導方針の決定（管理職・生活指導主任・担当者・担任等） → 児童の心のケア及び指導 → 再発防止策の検討及び実践
※ 必要に応じて、いじめ防止対策連絡会議を学校長が招集します。
※ 関係児童保護者には、随時情報をお伝えします。

いじめを察知した際は、特定の教職員で抱え込まず、その内容に関わらず学校全体で迅速に情報共有するとともに、組織的な対応を行います。各教員は、本いじめ防止基本方針に沿って、子どもたちや保護者への対応を行います。また、いじめに係る情報は、記録として残していきます。

- ・ 学校がいじめを認知した際は、市教育委員会に報告し、適切な対応に努めます。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報等、関係機関と十分な連携を図ります。

④ いじめの解消について

- ・ いじめが「解消している状態」とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。

(あ) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月の間継続している場合に、「いじめに係る行為が止んでいる」と判断します。

(い) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して、いじめが解消されているか判断していきます。

⑤ 再発防止について

- ・ いじめは、一旦解消しても再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、継続して見守っていきます。
- ・ 当該事象から、本いじめ防止基本方針が子どもたちや地域、社会の実情に即して適切に機能しているか点検し、その見直しを行います。また、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

(4) 取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

学校経営の改革方針等に、いじめの問題への対策等を盛り込むとともに、学校運営協議会による学校関係者評価を行い、毎年度、取組状況についての評価・点検結果を公表します。また、教職員が子どもと十分に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校内体制の見直しを図る等、改善に努めます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止基本法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対処

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、加佐登小学校いじめ防止対策連絡会議を速やかに招集し、今後の対策について検討します。その際には、いじめを受けている児童、保護者の保護を最優先に考え、市教育委員会等と連携しながら取組を進めます。

具体的には、まず、いじめを受けている児童には教員等が付き添い、いじめの行為を防止します。その上で、いじめを受けている児童や保護者の意向を踏まえた上で、関係児童への聴き取りや質問紙調査を行い、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。調査を行うにあたり、教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請します。